

監査公表第14号

平成26年3月28日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年6月13日

福島県監査委員 小桧山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

26財第398号
平成26年5月8日

福島県監査委員 小桧山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第237号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等 公立大学法人福島県立医科大学
所管部局 総務部
指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 期末手当、勤勉手当及び通勤手当の支給に適切でないものがある。	左記の指摘事項に関して、当該法人が以下の対策を講じたことを確認しました。 なお、当該法人に対し、組織的なチェック体制を強化し各種手当を適正に支給するよう指導してまいります。
「事実」 1 職員Aに支給された期末手当及び勤勉手当	(1) 職員Aに対し、平成25年11月28日付け文書

<p>について、支給割合の認定を誤ったため、期末手当が306,447円、勤勉手当が161,508円過払いとなっている。</p> <p>2 非常勤役員Bほか1名に支給された通勤手当について、旅費規程により支給すべきところを誤って非常勤職員給与規程により支給したため、32,943円が不足払いとなっている。</p> <p>「是正、改善等の意見」 期末手当、勤勉手当及び通勤手当の支給に当たっては、組織としてのチェック体制を強化し適正に行うこと。</p>	<p>にて、平成24年の期末・勤勉手当に支給誤りがあったことを通知し、返納を依頼した。</p> <p>平成25年12月24日及び平成26年1月29日に、納める必要のなかった共済費分58,391円を控除した額として、それぞれ204,782円ずつ、合計409,564円の返納を受けた。</p> <p>(2) 手当の認定誤りがないように担当と係長でダブルチェックを行うとともに、期末・勤勉手当支給については、支給割合の確認を行うため、人事担当の係との合議を行うなど、組織的なチェック体制を強化する。</p> <p>(1) 平成25年11月21日に通勤手当を正しい算出方法により認定。 ・平成25年11月21日に対象非常勤役員に説明。 ・平成25年12月9日に支給済。</p> <p>(2) 今後は、支給の根拠となる規程等の理解を深めるとともに、給与担当と連携を図りチェック体制を強化して適正に認定する。</p>
---	--

2 監査対象法人等 一般財団法人福島県電源地域振興財団
 所管部局 企画調整部
 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 ・会計経理処理において、複式簿記の原則に照らし著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 取引を、その都度総勘定元帳に転記せず年度末に一括して転記しており、複式簿記の原則に反している。その結果、財団会計処理規程に定める毎月末時の預金残高と帳簿との照合が行われていないなど、事務処理に著しく適正を欠いているものがある。</p>	<p>今回の指摘を受け、当該法人に対し、団体会計処理規程に従い適正に執行するよう指導してまいります。</p> <p>なお、預金残高については、当該法人が取引ごとに帳簿と照合していることを確認しました。</p>

「是正、改善等の意見」

会計処理に当たっては、複式簿記の原則に従い継続的に正確な帳簿を作成するとともに、財団会計処理規程に従い適正に執行すること。

(監査総務課)

監査公表第15号

平成26年3月28日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年6月13日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

26教財第106号
平成26年5月 2日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県教育委員会委員長 小 野 栄 重 印

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第237号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等 公益財団法人福島県学術教育振興財団
所管部局 教育庁
指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 事務手続きが適正を欠いていることに加え、内部牽制が機能していないため、事務処理の執行に著しく適正を欠いている。	左記の指摘事項については、次のとおり対策を講じたことを確認しました。 なお、定期的な会計処理状況の確認を確実に行うとともに、事務局内での内部牽制体制

「事実」

会計処理の基本となる帳簿が作成されていないことに加え、内部牽制が機能していないため、現金・預金の管理を始め、事務処理の執行に著しく適正を欠いている。

1 平成24年4月以降、支払業務を事実上財団の臨時事務局員A（以下「事務局員A」という。）1名に任せている。

2 一部の仕訳伝票が作成されておらず、主要帳簿である総勘定元帳も作成されていない。

3 財団の会計規程で毎月末時点で行うこととされている預金残高と帳簿の照合がなされていない。

4 通帳と公印を同一の金庫に保管し、かつ同金庫の鍵の管理が不十分である上、本来事務局長が自ら行うべき預金等払戻請求書への押印も事務局員Aに委ねており、事務局員Aが容易に預金の引き出しができる状態にあった。

5 これらの結果、平成24年9月19日から平

を強化し、再発防止を徹底するよう指導してまいります。

1 事務局員Aの解雇後、会計担当を2名として相互牽制を図るとともに、支払いに当たっては、支出伝票及び請求書等を事務局長及び事務局次長が必ず確認した上で、預金の引き出し等を行わせることとしました。

2 預金通帳と仕訳伝票を照合し、未作成となっていた仕訳伝票を作成しました。また、会計ソフトを利用して総勘定元帳を作成することとしました。

3 毎月末に預金通帳の残高と総勘定元帳の預金科目の残高を、会計担当者のみならず事務局長及び事務局次長自らが照合することとしました。

4 公印は事務局長の施錠できる机に保管するとともに、通帳は金庫に保管し、金庫の鍵は事務局次長が保管することとしました。また、預金の引き出しに当たっては、支出伝票及び請求書等を必ず確認した上で、事務局長自らが払戻請求書に公印を押印することとしました。

成25年6月19日までの間において、35件、
1,223,866円の不正な預金の引き出し等が
行われた。

「是正、改善等の意見」

事務の執行に当たっては適正な事務処理を
行うとともに、全事務局員が、その職責と役
割を十分に自覚し、かつ、内部牽制が的確に
行われるよう組織としてのチェック体制を強
化すること。

(監査総務課)